

## 第2 事業の状況

### 1 業績等の概要

#### 【奨学金貸与事業】

##### (1) 平成19年度の事業の実施状況について

##### ① 奨学金の貸与

ア. 平成19年度の貸与実績（人数）のうち新規貸与人員は37万7千人で、内訳は第一種奨学生が12万4千人(平成18年度比 7.2%増)、第二種奨学生が25万4千人(同比 6.3%増)です。また、家計支持者の失職等により家計が急変した場合に、比較的緩やかな条件で第一種奨学金を貸与する「緊急採用制度」による採用者は2千人、緊急採用と同様に家計急変の場合に比較的緩やかな条件で第二種奨学金を貸与する「応急採用制度」による採用者は3千人となっています。

#### 平成17年度～平成19年度における奨学金の貸与状況

区 分	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
[人員]	人	人	人	人	人	人
第一種奨学金	395,725	401,297	372,247	377,456	345,005	348,987
(構成比)	(41.0%)	(41.0%)	(37.8%)	(37.4%)	(34.3%)	(33.7%)
新規	—	123,621	—	115,321	—	123,652
継続	—	277,676	—	262,135	—	225,335
第二種奨学金	569,962	576,939	612,050	631,997	661,330	687,608
(構成比)	(59.0%)	(59.0%)	(62.2%)	(62.6%)	(65.7%)	(66.3%)
新規	—	219,626	—	238,737	—	253,806
継続	—	357,313	—	393,260	—	433,802
計	965,687	978,236	984,297	1,009,453	1,006,335	1,036,595
(構成比)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
新規	—	343,247	—	354,058	—	377,458
継続	—	634,989	—	655,395	—	659,137
[金額]	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第一種奨学金	254,014,939	252,245,427	253,137,670	252,424,304	248,870,771	247,318,308
(構成比)	(34.2%)	(34.8%)	(32.4%)	(32.3%)	(30.3%)	(30.0%)
第二種奨学金	487,900,117	472,745,569	527,840,021	529,363,060	572,664,332	577,706,690
(構成比)	(65.8%)	(65.2%)	(67.6%)	(67.7%)	(69.7%)	(70.0%)
計	741,915,056	724,990,996	780,977,691	781,787,364	821,535,103	825,024,998
(構成比)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

(注) 上表の他に第一種奨学金として各都道府県に事業移管された高等学校等奨学金（平成17年度 41,488人、9,125,947千円 平成18年度 82,974人、18,963,117千円 平成19年度 124,458人、28,799,807千円）があります。

イ. 平成 17 年度～平成 19 年度における奨学金財源（補正予算分含む）の内訳は、次のとおりです。

（単位：千円）

区 分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
第一種奨学金	一般会計借入金 （構成比）	91,360,352 (36.2%)	81,336,138 (32.2%)	74,708,821 (30.2%)
	回収金充当額 （構成比）	160,885,075 (63.8%)	171,088,166 (67.8%)	172,609,487 (69.8%)
	計 （構成比）	252,245,427 (100.0%)	252,424,304 (100.0%)	247,318,308 (100.0%)
第二種奨学金	財政融資資金借入金 （構成比）	337,100,000 (71.3%)	347,300,000 (65.6%)	340,800,000 (59.0%)
	日本学生支援債券 （構成比）	110,000,000 (23.3%)	117,000,000 (22.1%)	117,000,000 (20.3%)
	民間借入金 （構成比）	— —	— —	100,990,000 (17.5%)
	回収金充当額 （構成比）	25,645,569 (5.4%)	65,063,060 (12.3%)	18,916,690 (3.3%)
	計 （構成比）	472,745,569 (100.0%)	529,363,060 (100.0%)	577,706,690 (100.0%)
合 計		724,990,996	781,787,364	825,024,998

（注）上表の他に第一種奨学金として各都道府県に事業移管された高等学校等奨学金事業交付金（17年度 9,125,947 千円、18年度 18,963,117 千円、19年度 28,799,807 千円）があります。

## ② 奨学生の補導

### ア. 奨学生の適格性の審査

平成 19 年度は、奨学生としての適格性の維持向上を図るため、奨学生が在学する学校に対し、「適格認定報告」等の提出を求め、奨学規程等の規定に照らして適格性に問題がある者 54,907 人（第一種奨学生 11,915 人（対象奨学生の 5.0%）、第二種奨学生 42,992 人（対象奨学生の 8.7%））について、廃止、停止、警告（高等学校及び専修学校高等課程の奨学生には警告の処置はありません。）又は激励の処置を行っています。処置の内容については、以下のとおりです。

- i. 廃止・・・奨学生の資格を失わせること。
- ii. 停止・・・1年以内で学校長が定める期間、奨学金の交付を停止すること。  
ただし、当該停止期間を経過した後さらに1年以内で学校長が定める期間、停止を延長することがある。
- iii. 警告・・・奨学金の交付を継続するが、学業成績が回復しない場合は、次回適格認定時以後に奨学金の交付を停止し又は奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導すること。

iv. 激励・・・奨学金の交付を継続するが、学業成績の向上に努力するよう激励又は指導すること。

イ. 留学生・奨学生地域交流集会の開催

育英友の会と共催で「留学生・奨学生地域交流集会」を平成 19 年 8 月に全国 6 か所で開催し、354 名の日本人学生・外国人留学生在が参加しました。

ウ. 新規採用奨学生に対する「奨学生のしおり」、貸与終了時の奨学生に対する「返還のてびき」をそれぞれ配付するとともに、奨学生への情報や奨学金返還の手続き方法を掲載したホームページを開設しています。

③ 機関保証制度の運用

奨学生の利便の向上をはかり、自らの意思と責任において高等教育機関で学ぶことができるよう、機関保証制度を平成 16 年度から導入しました。学生は奨学金を申し込むときに、従来の連帯保証人及び保証人を選定する人的保証制度か、一定の保証料を支払うことにより保証機関の保証を得られる機関保証制度のどちらかを選択できます。機関保証制度加入者の返還が延滞した場合、一定期間の督促後、機構からの請求に基づき保証機関が奨学生であった者に代わり奨学金の残額を一括で返済します（代位弁済）。その後は保証機関が奨学生であった者に、その分の返済を請求することになります。

平成 17 年度～平成 19 年度における本制度への加入状況は下表のとおりです。

区 分	平成 17 年度			平成 18 年度			平成 19 年度		
	奨学生採用件数 (A) (件)	加入者数 (B) (件)	(B)/(A)	奨学生採用件数 (A) (件)	加入者数 (B) (件)	(B)/(A)	奨学生採用件数 (A) (件)	加入者数 (B) (件)	(B)/(A)
第一種奨学金	114,549	17,554	15.3%	112,040	28,161	25.1%	123,128	36,305	29.5%
第二種奨学金	233,558	42,778	18.3%	251,003	76,580	30.5%	269,278	101,571	37.7%
計	348,107	60,332	17.3%	363,043	104,741	28.9%	392,406	137,876	35.1%

また平成 17 年度～平成 19 年度における代位弁済請求額は下表のとおりです。

区 分	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	件数(件)	代位弁済請求額(円)	件数(件)	代位弁済請求額(円)	件数(件)	代位弁済請求額(円)
第一種奨学金	1	609,844	4	1,637,526	3	1,902,760
第二種奨学金	2	1,529,846	7	5,817,813	21	36,004,629
計	3	2,139,690	11	7,455,339	24	37,907,389

④ 奨学金の回収

ア. 回収及び貸与債権の状況

返還金の回収及び貸与債権の状況における平成 19 年度実績は別表「回収の状況」、「貸与債権の状況」のとおりとなりました。

なおここで、要返還債権とは貸付金債権の総額から現在貸与中の奨学生及び返還免除予定者に係る猶予中の債権を除いた債権であり、また要返還額とは要返還債権のうち返還期日が到来している債権額です（従って、要返還額には病気、災害、進学等を理由とする猶予中の債権を含みません）。本説明書中、以降の説明においても同様です。

i. 平成19年度の回収状況は、返還を要する人員222万人のうち29万7千人(13.3%)が返還の履行を怠り、その結果、要返還額3,175億円のうち660億円(20.8%)は未回収となりました。(別表「回収の状況」)

ii. 平成19年度の貸与債権の状況は、第一種奨学金及び第二種奨学金あわせて貸与金残高5兆2,010億円で、このうち要返還債権の額は3兆2,354億円となりました。要返還債権のうちリスク管理債権額(3ヶ月以上の延滞債権額)は2,253億円、6ヶ月以上の延滞債権額に限っても1,683億円にのぼり、要返還債権額に対する延滞債権額の割合は3ヶ月以上が7.0%で、6ヶ月以上が5.2%です。(別表「貸与債権の状況」)

なお、延滞債権の整理としては、リスク管理債権として延滞年数による管理を行っていますが、その他に現在の返還者の状況(病気による猶予、災害による猶予、上級校に進学したための猶予、債務整理中である等)を把握することにより、返還者の状況に合わせた効率的かつ効果的な返還指導ができるような債権の整理を進めています。

(別表) 回収の状況

(単位：千人、億円)

区 分	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	
第一種奨学金	要返還 (期日到来分のみ)	1,158	1,639	1,182	1,735	1,208	1,815	1,248	1,906
	うち返還	(84.5) 979	(75.1) 1,231	(84.8) 1,002	(74.7) 1,296	(84.8) 1,024	(74.5) 1,351	(85.2) 1,062	(74.9) 1,427
	うち未返還	(15.5) 179	(24.9) 408	(15.2) 180	(25.2) 438	(15.2) 184	(25.5) 464	(14.8) 185	(25.1) 479
	繰上返還額	—	300	—	304	—	281	—	280
第二種奨学金	要返還 (期日到来分のみ)	574	658	684	841	822	1,039	977	1,269
	うち返還	(87.8) 504	(85.0) 559	(88.0) 602	(85.3) 717	(88.2) 725	(85.5) 889	(88.6) 865	(85.7) 1,088
	うち未返還	(12.2) 70	(15.0) 99	(12.0) 82	(14.7) 124	(11.8) 97	(14.5) 150	(11.4) 112	(14.3) 181
	繰上返還額	—	248	—	331	—	363	—	412
合計	要返還 (期日到来分のみ)	1,732	2,297	1,866	2,575	2,030	2,855	2,224	3,175
	うち返還	(85.6) 1,483	(77.9) 1,790	(86.0) 1,605	(78.2) 2,013	(86.2) 1,749	(78.5) 2,240	(86.7) 1,927	(79.2) 2,515
	うち未返還	(14.4) 249	(22.1) 507	(14.0) 262	(21.8) 562	(13.8) 281	(21.5) 614	(13.3) 297	(20.8) 660
	繰上返還額	—	548	—	635	—	644	—	692

(注) 1. 上段の括弧内の数字は、要返還(期日到来分のみ)に対する割合を示しています。(単位：%)

2. 人員は、実人員です。

3. 人員・金額ともに四捨五入しているため、合計欄の計数は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。

(別表) 貸与債権の状況

(単位：千人、億円)

区 分	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	
第一種奨学金	貸与残高	1,898	21,034	1,912	21,882	1,915	22,574	1,930	23,073
	内要返還債権	1,235	13,521	1,258	14,007	1,281	14,452	1,321	15,276
	内 3 ヶ月以上延滞債権	141	1,141	138	1,104	139	1,137	138	1,139
	内 6 ヶ月以上延滞債権	113	864	115	870	116	890	117	913
第二種奨学金	貸与残高	1,134	16,962	1,321	20,636	1,527	24,669	1,751	28,937
	内要返還債権	613	9,047	731	11,268	875	14,050	1,035	17,078
	内 3 ヶ月以上延滞債権	42	646	47	760	54	937	62	1,114
	内 6 ヶ月以上延滞債権	28	405	33	507	38	618	45	770
合計	貸与残高	3,033	37,997	3,234	42,518	3,442	47,243	3,681	52,010
	内要返還債権	1,848	22,568	1,989	25,275	2,156	28,503	2,356	32,354
	内 3 ヶ月以上延滞債権	(9.9)	(7.9)	(9.3)	(7.4)	(9.0)	(7.3)	(8.5)	(7.0)
	内 6 ヶ月以上延滞債権	183	1,787	185	1,864	194	2,074	200	2,253
	内 6 ヶ月以上延滞債権	(7.6)	(5.6)	(7.4)	(5.4)	(7.1)	(5.3)	(6.9)	(5.2)
		141	1,269	147	1,377	154	1,508	162	1,683

(注) 1. 合計欄の括弧内数字は、要返還債権に対する割合です。(単位：%)

2. 人員・金額とも四捨五入しているため、合計欄の計数は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。

#### イ. 回収の方策と促進策の実施

以上の結果を踏まえ本機構ではこうした状況を改善すべく、以下のとおり、延滞している返還金の早期回収を図るとともに、延滞を未然に防ぐ諸施策を講じ、要返還額に対する返還額の比率（以下「回収率」という。）の向上に努めました。

##### i. リレー口座による回収

回収率の向上と回収業務の効率化のため導入したリレー口座制度については平成 19 年度末現在、加入者数 202 万 8 千人、加入率は加入対象者 234 万 3 千人の 86.5% に達しました。また、10 月より返還が始まる新規返還開始者の加入率は 96.2% となりました。

このリレー口座による回収が、奨学金回収の中心となっていますが、毎月の平均振替不能率が 5.3% 程度発生していることなどの課題があります。

リレー口座加入状況

区 分	平成 17 年度			平成 18 年度			平成 19 年度		
	第一種	第二種	計	第一種	第二種	計	第一種	第二種	計
加入対象者数 (件)	(79,690) 1,243,033	(99,836) 692,754	(179,526) 1,935,787	(81,725) 1,282,662	(122,932) 839,132	(204,657) 2,121,794	(94,532) 1,339,197	(130,159) 1,003,888	(224,691) 2,343,085
加 入 者 数 (件)	(75,745) 983,283	(95,516) 595,374	(171,261) 1,578,657	(77,618) 1,051,393	(117,335) 736,297	(194,953) 1,787,690	(90,801) 1,133,568	(125,434) 894,005	(216,235) 2,027,573
口 座 加 入 率 (%)	(95.0) 79.1	(95.7) 85.9	(95.4) 81.6	(95.0) 82.0	(95.4) 87.7	(95.3) 84.3	(96.1) 84.6	(96.4) 89.1	(96.2) 86.5

(注) ( ) 内は新規返還開始者の数値(内数)です。

ii. 払込通知書による請求等

平成 19 年度末現在、要返還者のうち、リレー口座未加入の無延滞者全員(第一種奨学生 14 万 5 千人(平成 18 年度 17 万 1 千人、前年度比 15.2%減)、第二種奨学生 4 万 8 千人(同 4 万 7 千人、同比 1.6%増)、計 19 万 3 千人(同 21 万 8 千人、同比 11.5%減))に対して、払込通知書を本人が指定する期日(年 1 回、主として 6 月又は 12 月)に発送し、請求を行いました。また、延滞者(リレー口座加入者を含む)全員(第一種奨学生 18 万 5 千人(同 18 万 4 千人、同比 0.7%増)、第二種奨学生 11 万 2 千人(同 9 万 7 千人、同比 15.0%増)、計 29 万 7 千人(同 28 万 1 千人、同比 5.7%増))に対して、払込通知書及び督促状(第一種奨学生 68 万 8 千件(同 65 万 6 千件、同比 4.8%増)、第二種奨学生 31 万 2 千件(同 26 万 3 千件、同比 18.6%増)、計 100 万件(同 91 万 9 千件、同比 8.8%増))を発送しました。そのうち、56 万 5 千件(同 54 万 1 千件、同比 4.6%増)については、連帯保証人及び保証人に延滞解消を促す文書を発送しました。

iii. 督促架電の強化による早期回収の促進

平成 13 年度から延滞の早期解消に効果的な夜間・休日の督促架電を外部業者に委託し実施してきました。平成 19 年度においてはその効果を確認しつつ量的にも拡大し、以下のように実施しました。

- 1 リレー口座振替不能者に対して、延滞の早期解消及び長期化をさせないことを目的として、振替不能 1~6 回目の者(平成 19 年 4 月~20 年 3 月 計 1,005,450 件)に対して督促架電を行いました。
- 2 新規返還者で、リレー口座に未加入の者(131,986 件)に対して平成 19 年 8 月および 10 月、12 月、平成 20 年 2 月に、加入の依頼を電話で行いました。
- 3 延滞解消を目的として、リレー口座加入者のうち長期振替不能者に対して、平成 19 年 6 月、9 月、12 月、平成 20 年 2 月、3 月に計 196,935 件、リレー口座未加入の延滞者に対し、平成 19 年 6 月、9 月、12 月、平成 20 年 2 月、3 月に計 48,905 件、請求書送付後の口座未加入者に対し、平成 19 年 6 月、9 月、12 月、平成 20 年 2 月に計 124,767 件に返還督促架電を行いました。

iv. 連帯保証人、保証人に対する請求の早期化

平成 16 年 4 月から奨学生採用の時点で連帯保証人の「印鑑証明書」の提出を、また、貸与終了の返還誓約書提出時に連帯保証人の「収入に関する証明書」及び「印鑑

証明書」と保証人の「印鑑証明書」提出を義務付けました。

また、延滞1年以上の延滞者に対して実施してきた連帯保証人、保証人に対する請求を平成19年度には、延滞1ヶ月後に連帯保証人へ、延滞3ヶ月後に保証人へ文書、督促電話を実施し、連帯保証人、保証人に対する請求の早期化を図りました。

v. 延滞管理システム（TCS）に搭載された個人情報を利用した請求

延滞1年以上の者に対しては、個々の延滞者の事情に応じて本人及び連帯保証人に対し、文書、督促電話又は、訪問により返還指導・請求を行っています。

返還の意思はあるが、期日到来分の割賦金及び延滞金の全額返還が困難な場合は、返還者の生活実態等を踏まえ、適切な指導を行い、返還方法の弾力化を図っています。

また、延滞者の延滞債権に係る返還状況、固有の事情等の個人情報を平成11年度に導入された延滞管理システム（TCS）により、電子情報化し、効率的に利用しています。

vi. 法的手続きによる回収

平成19年度においては、督促を重ねても返還に応じない延滞1年以上で特に必要と認められる者35,165件に対して「支払督促申立予告」を実施しました。2,857件に対しては「支払督促申立」を行い、785件に対しては「仮執行宣言付支払督促申立」を行いました。すでに債務名義を取得した者のうち23件に対しては「強制執行予告」を行いました。

vii. 住所調査

平成19年度において、返還者等に対して発送したリレー口座関係書類や請求書等が返戻となった件数は、146,977件でした。延滞の長期化を防ぐため、延滞している者について優先して、その連帯保証人及び市町村役場等を通じて住所確認調査を行いました。その結果、79,570件の住所が判明し、平成19年度末において、延滞者のうち住所調査が必要な者は、16,689件でした。

viii. 返還説明会の実施

卒業を控えた奨学生に対し返還意識の涵養と返還手続きの周知のための返還説明会を大学、短大、高専、専修学校において、10月中旬～12月中旬の間に実施しています。このうち、延滞率の高い学校、リレー口座加入率の低い学校、返還誓約書未提出率の高い学校という点に重きをおいて学校を選定して、直接本機構の職員が訪問して、返還説明会を実施しています。職員が訪問できない学校については、学校の奨学金担当者に返還説明会用ビデオ等を使用した説明会の実施を依頼しています。平成19年度に返還説明会を実施した学校は2,961校であり、これは卒業予定奨学生が在学する3,507校の84.4%であり、そのうち本機構職員を派遣した学校は268校で、残りの2,693校は学校独自で開催しました。

ix. 学校長宛滞納防止通知の発送

平成9年度より高等学校及び専修学校を除くすべての学校の学校長宛（平成14年度から新たに専修学校も対象としました。）に、在学中から返還意識高揚と学生に対する指導を目的として、卒業奨学生の前年度末の延滞者数及び延滞率、リレー口座加入

率を通知し、卒業予定の奨学生に対する入念な指導をお願いしました。

x. 返還開始のお知らせの送付

前年度3月に大学院、大学、短大、高専を卒業した奨学生に対し、奨学金返還の重要性を徹底し、奨学金返還及び社会還元の意識高揚を図るため、また各種願書・届出書に関する手続きの周知を目的としたお知らせを出身学校長及び機構理事長連名により送付しました。

xi. 「返還のてびき」の配布

奨学金貸与終了時に、奨学生が本機構に対して提出する返還誓約書（奨学金借用証書）に関する記入上の注意事項、並びに返還の方法及び返還免除関係等の諸手続きを記載した「返還のてびき」を学校を通じて奨学生に配布しました。

ウ. 返還猶予

本機構は、奨学金の貸与を受けた者が災害又は傷病により奨学金を返還することが困難となったとき又はその他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができます（機構法第15条第2項）。返還猶予には大きく分けて、大学・大学院等に在学中の事由による場合に適用される「在学猶予」と災害・傷病等の事由による場合に適用される「一般猶予」とがあります。猶予期限は、事由により異なりますが、在学猶予は学校に在籍している間、一般猶予のうち災害・傷病又は生活保護を受けている場合はその事由が続いている間、入学準備中・留学中等の事由による場合は原則として通算5年が限度となります。

返還猶予状況

(単位:人)

区 分	平成17年度			平成18年度			平成19年度			
	第一種	第二種	計	第一種	第二種	計	第一種	第二種	計	
在学猶予	62,460	48,560	111,020	60,802	54,854	115,656	62,642	64,421	127,063	
一 般 猶 予	病氣中	3,729	1,543	5,272	4,354	2,170	6,524	4,818	2,666	7,484
	災害	373	203	576	121	82	203	99	79	178
	生活保護	656	115	771	729	161	890	828	188	1,016
	入学準備中	2,144	471	2,615	1,994	461	2,455	1,840	660	2,500
	留学中	233	140	373	155	133	288	107	55	162
	その他	24,735	16,270	41,005	27,030	20,624	47,654	28,374	23,136	51,510
計	94,330	67,302	161,632	95,185	78,485	173,670	98,708	91,205	189,913	

(注) 「その他」は各種学校在学中等により返還が著しく困難なものです。

エ. 返還免除

奨学生又は奨学生であった者が、死亡又は心身の障害によって返還ができなくなった場合、返還未済額の全部又は一部の返還を願い出により免除することができます。また、大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を



あげた者として機構が認定した場合に奨学金の全部又は一部が免除されます。なお、大学院奨学生を対象とした教育・研究職に一定期間以上在職した場合の返還特別免除制度は、平成 16 年度以降の採用者から廃止となりました。

これらの措置により、平成 19 年度において返還を免除した額は、第一種奨学金 264 億 561 万円、第二種奨学金 7 億 8,924 万円、計 271 億 9,485 万円でした。

#### オ. 回収不能債権の処理

本機構では、奨学生であった者が行方不明又は破産等により資力喪失の状態にあり、かつ将来も資力を回復する見込がなく、連帯保証人及び保証人が死亡、行方不明又は強制執行・破産等の理由により、著しく返還困難と認められたときに、返還されるべき金額の全額又は残額について、回収不能債権と認定し、償却を行っています。償却財源については、平成 8 年度から国庫補助金が投入されています。この条件により償却された債権は、平成 19 年度においては、第一種奨学金について 482 件 3 億 1,960 万円（平成 18 年度 201 件 1 億 2,330 万円）、第二種奨学金について 98 件 1 億 6,590 万円（同 91 件 1 億 2,777 万円）となりました。

#### カ. 報奨金

本機構は、第一種奨学金を貸与された者が最終の割賦金の返還期日の 4 年前までに第一種奨学金の返還未済額の全部を一時に返還したときは、その者に対し、当該返還により繰上返還したこととなる割賦金の金額につき 5%の割合で計算した金額を報奨金として支払うことができます（文部科学省令第 6 条）。ただし、返還を開始した日の翌日から起算して 7 年以上（返還の期限を猶予されている期間を除く。）経過した後に返還未済額の全部を一時に返還したときに支払うことができる報奨金は、当該返還により繰上返還したこととなる割賦金の金額につき 3%の割合で計算した金額となります。平成 19 年度では、19 億 5,818 万円（平成 18 年度 22 億 9,239 万円）の報奨金支払を行いました。

なお、平成 17 年度採用者より報奨金制度は廃止されました。また、第二種奨学金には、報奨金制度はありません。

#### ⑤ 学生支援寄附金

本機構への寄附金は、奨学生であった方や一般の篤志家からのものです。そのうち学生支援寄附金については、平成 19 年度は 1 億 709 万円（平成 18 年度 1 億 8,550 万円）を受入れました。なお、本機構への寄附金は、個人・法人とも税法上の優遇措置が認められています。

### (2) 借入金の借入先及び借入金額の状況

#### ① 一般会計からの借入金

平成 19 年度では、第一種奨学金の原資として、国の一般会計から 747 億 882 万円の借入れを行いました。この結果、平成 19 年度末の借入金残高は 2 兆 2,909 億 46 万円となり、平成 18 年度末の借入金残高 2 兆 2,361 億 3,287 万円に比べ 547 億 6,758 万円の増となりました。

## ② 財政融資資金からの借入金

平成 19 年度では、第二種奨学金の原資として財政融資資金から 3,408 億円・償還用として 424 億円の借入を行いました。この結果、平成 19 年度末の借入金残高は、2 兆 3,685 億 8,400 万円（借入総額 2 兆 8,838 億 1,800 万円、償還額 5,152 億 3,400 万円）となり、平成 18 年度末の借入金残高 2 兆 672 億 9,000 万円に比べ、3,012 億 9,400 万円の増となりました。

## ③ 日本学生支援債券による資金調達

平成 19 年度においては、1,170 億円を発行し、第二種奨学金の原資に充当しました。この結果、平成 19 年度までの債券発行額は累計で 5,470 億円、このうち、平成 19 年度に 560 億円を償還したため、平成 19 年度末の債券残高は 4,910 億円（18 年度末 4,300 億円）となりました。

## ④ 民間金融機関からの借入金

### ア. イクシス構築

平成 11 年度から 3 ヶ年計画で新情報総合管理システム（イクシス）の構築のため、システム開発費用として民間金融機関から平成 13 年度まで借入を行いました。平成 19 年度末の借入金残高は 4 億 1,651 万円で、償還により平成 18 年度末の借入金残高 5 億 5,088 万円に比べ 1 億 3,438 万円の減となりました。

### イ. 貸与期間中の資金調達

平成 19 年度新規採用者から、第二種奨学金の原資に充当するため、3 ヶ月償還の短期借入及び年度末に 1 年超の借入を実施しました。平成 19 年度末の借入金残高は、585 億 9,200 万円でした。

## (3) 運営費交付金の状況

運営費交付金は、国が独立行政法人に対して負託した業務を運営するために交付されるものです。本機構の業務運営に要する経費に充てるため、平成 19 年度では 214 億 4,586 万円の運営費交付金の交付を受けました。

## (4) 国庫補助金等の状況

### ① 国庫補助金

死亡等により法令に基づいて返還免除となった第二種奨学金にかかる債権を補填するための経費及び回収不能債権の償却財源として補填するための経費に充てるため、平成 19 年度では 20 億 484 万円の育英資金返還免除等補助金の交付を受けました。

### ② 利子補給金

財政融資資金の借入に係る利子支払いのため、平成 19 年度では、国の一般会計から 145 億 6,604 万円の育英資金利子補給金の交付を受けました。この結果、平成 18 年度の交付額 95 億 3,296 万円に比べ 50 億 3,307 万円(52.8%)の増となりました。

## 【留学生支援事業】

### (1) 学資の支給と援助

#### ① 私費外国人留学生学習奨励費給付制度

我が国の大学等に在籍する私費留学生及び日本語教育機関に在籍する就学生で、学業・人物ともに優れ、かつ経済的理由により修学が困難である者に対して、奨学金（平成 19 年度単価 大学院レベル：月額 70,000 円、学部レベル：月額 50,000 円）を給付しました。平成 19 年度の採用者は、13,373 名でした。

#### ② 短期留学推進制度（受入れ・派遣）

我が国の大学が、学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国の大学に在籍している学生を、3 か月以上 1 年以内の期間受入れた場合、当該留学生に対し、留学準備金 150,000 円、奨学金月額 80,000 円を支給しました。平成 19 年度の採用者は 1,688 名でした。また、同様に、我が国の大学に在籍している学生を 3 か月以上 1 年以内の期間諸外国の大学に派遣した場合、当該派遣留学生に対し、奨学金月額 80,000 円を支給しました。平成 19 年度の採用者は 714 名でした。

なお、本制度「受入れ」は、平成 19 年度をもって廃止となり、平成 20 年度に新たに短期外国人留学生支援制度が創設されました。

#### ③ 先導的留学生交流プログラム支援制度

我が国の複数大学の連合体（コンソーシアム）と諸外国の複数の大学の連合体との間で締結する交流協定に基づいて実施する先導的な留学生交流プログラムについて、諸外国の大学に派遣される学生に対し、往復渡航費及び奨学金月額 10 万円を支給しました。また、平成 19 年度は、平成 20 年度プログラムの新規募集に向けて欧州連合（EU）代表部と調整を図りました。

#### ④ 国費外国人留学生への奨学金支給等

文部科学省が選抜した留学生に対し、奨学金等を支給する業務等を行いました。平成 19 年度 3 月時点の対象留学生は 10,236 名でした。

#### ⑤ 国費外国人留学生の受入れ業務及び渡日一時金の支給

新規に来日する国費外国人留学生（大使館推薦・YLP）を成田国際空港及び関西国際空港で出迎え、オリエンテーションを実施するとともに、各受入れ大学等へ送り出すための国内移動の手配を行いました。また、新規に来日した国費外国人留学生に対して渡日一時金 25,000 円を支給しました。平成 19 年度の渡日一時金対象者は 2,638 名でした。

なお、本業務は平成 19 年度をもって廃止となりました。

#### ⑥ 日韓共同理工系学部留学生への奨学金支給等

日本政府と韓国政府の共同事業として日本の理工系大学に招致する韓国人学部留学生に対し、渡日一時金 25,000 円、及び奨学金月額 134,000 円を支給する業務を行いました。平成 19 年度 3 月時点の対象留学生は、496 名でした。

### (2) 外国人留学生修学援助

- ・外国人留学生医療費補助制度

外国人留学生在日本国内の医療機関で診療を受けた場合、本人が支払った診療費（健康保険法に基づいた算定）の一部を補助しました。平成 19 年度の補助件数は、35,930 件でした。

### （3）留学生宿舎等の整備

#### ① 国際交流会館の設置・運営

外国人留学生等の宿舎として、全国に国際交流会館等を設置し、2,772 戸を提供しました。また、在館留学生相互の交流及び入居者その他の学生と地域住民、ボランティア等との交流等、その他国際交流を深めるための各種事業を実施しました。

#### ② 留学生宿舎建設奨励事業の実施

良質で低廉な家賃の宿舎の建設を進めるため、地方公共団体、公益法人、学校法人及び「民間資金等の活用による公共施設の整備等に関する法律」（PFI 法）により選定された民間事業者が行う留学生宿舎の建設に対し、その経費の一部を建設奨励金として交付しました。

#### ③ 留学生指定宿舎の確保

外国人留学生の宿舎を安定的に確保するために、適切な民間宿舎を開拓し、家主との間で指定宿舎契約を締結して外国人留学生専用の宿舎とし、家主に指定契約金を交付しています。平成 19 年度は、1,242 戸を指定宿舎としました。（平成 19 年度で本事業は廃止し、平成 20 年度から「留学生借り上げ宿舎支援事業」を実施します。）

### （4）留学生交流推進事業

#### ① 留学生交流事業

##### ア. 国際大学交流セミナー

日本人学生と諸外国の学生が専門的な分野について意見交換し、交流親善を図るため、我が国の大学と共催で、アジア地域の大学から学生を招き、セミナーを実施しました。平成 19 年度は 7 件実施しました。

##### イ. 外国人学生日本人学生合同研修

###### 【国際医療技術学生合同セミナー】

開発途上国の保健医療分野への国際協力を推進するために、(財)国際医療技術交流財団との共催で、我が国の大学等で保健医療を専攻する外国人留学生と日本人学生との合同セミナーを実施しました。

###### 【留学生等合同セミナー】

我が国と諸外国・地域との相互理解、友好親善を深めるために、毎年テーマを定めて講師を招き、外国人留学生と日本人学生との合同セミナーを実施しました。平成 19 年度は 7 支部において実施しました。

##### ウ. 外国人留学生と日本人学生等との交流事業

外国人留学生と日本人学生等との交流会や史跡見学会、地元企業見学会等を実施しました。

## ② フォローアップ事業

### ア. 帰国外国人留学生短期研究制度

我が国での留学を終え、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している帰国留学生に対し、我が国の大学において、当該大学の研究者と共に短期研究（最長 90 日間）を行う機会を提供しました。平成 19 年度は、63 名を採用しました。

### イ. 帰国外国人留学生研究指導事業

我が国での留学を終え、現在、自国の大学等高等教育機関及び学術研究機関で教育、研究活動に従事している帰国留学生に対し、我が国での留学時の指導教員を最長 10 日間現地に派遣し、現地での研究指導等を実施する機会を提供しました。平成 19 年度は 10 名を採用しました。

### ウ. 帰国外国人留学生に対する専門資料送付制度

我が国の大学院を修了もしくは満了し、帰国した留学生に対し、本人の希望により、それぞれの専門領域の研究を進めていくために必要な専門資料を送付しました。平成 19 年度は、延べ 209 名に対して資料の送付を行いました。

### エ. 帰国外国人留学生メールマガジン

帰国外国人留学生との交流を継続していくため、メールマガジンにより、さまざまな情報を定期的（隔月）に提供しました。平成 19 年度は、5,057 名の登録者（平成 20 年 3 月現在）に対して、配信しました。

## (5) 日本留学試験の実施

外国人留学生として、我が国の大学等に入学を希望する者について、日本語力及び基礎学力の評価を行うことを目的として、平成 19 年 6 月 17 日（日）に第 1 回試験を、また同年 11 月 11 日（日）に第 2 回試験を実施しました。

		国内	国外	合計
応募者数	第 1 回	15,044	4,320	19,364
	第 2 回	19,210	3,497	22,707
受験者数	第 1 回	13,970	3,496	17,466
	第 2 回	16,814	2,781	19,595

## (6) 留学情報の提供

### ① 海外からの日本への留学情報の提供

#### ア. 日本留学情報の収集・提供

日本の大学等や日本語教育機関の情報を収集・整理し、東京及び神戸の留学情報センター並びにアジア 4 都市（ジャカルタ、ソウル、バンコク、クアラルンプール）に設置した海外事務所、日本への留学に関する情報提供・留学相談を行いました。平成 19 年度の情報提供件数は、14,697 件でした。

#### イ. 日本留学説明会の実施

日本への留学事情や大学、日本語教育機関等の正確な情報を提供するため、高校生、大学生、教員等を対象に、平成 19 年度は 10 か国・地域において、日本の大学等の参加

を得て、日本留学フェアを実施しました。また、現地帰国留学生会及び在外日本国公館の協力を得て5都市において、日本留学セミナーを実施しました。

#### ウ. 外国人学生のための進学説明会の実施

日本の大学、短期大学等に入学を希望する在日外国人学生に、適切な進学指導を行うため、大学等の参加を得て、首都圏及び関西で進学説明会を実施しました。

#### ② 日本から海外への留学情報の提供

東京及び神戸の留学情報センターでは、海外への留学に関する情報を収集・整理し、出版物やインターネットによる情報提供及び専門の海外留学相談員による相談を行い、平成19年度の情報提供件数は15,053件でした。また、在日各国大使館及び関係機関の協力を得て、東京及び和歌山で海外留学フェアを実施しました。この他、平成19年度年間を通して小規模の海外留学説明会（13回）を実施しました。

#### (7) 日本語教育センターにおける日本語教育の実施

東京及び大阪に日本語教育センターを設置し、日本の大学院、大学、高等専門学校及び専修学校に入学を希望する外国人留学生に対して日本語及び基礎教科の教育を行いました。また、日本理解を促進するため、地域社会の住民との交流事業等を実施しました。

平成19年度の学生受入数は、東京339名、大阪388名でした。

### 【学生生活支援事業】

#### (1) 学生生活支援関連情報の収集・提供等の充実

全国の大学等における学生生活支援の各種取組や転学等に関する情報、障害のある者等への支援に関する情報及び学生生活支援に関する調査統計資料等を収集し、学生支援情報データベース等により提供しました。学生生活支援について、広く大学等の教職員の理解の促進を図るために月刊誌「大学と学生」を刊行しました。また、日本企業に就職を希望する外国人留学生に対し、就職活動の基礎知識などの情報を提供するため「外国人留学生のための就職情報」を刊行しました。

#### (2) 全国就職指導ガイダンスの開催

大学等卒業予定者の就職・採用活動について、大学側、企業側の双方が一堂に会し情報交換を行うことにより、就職機会均等の確保と就職指導の充実に資することを目的として、文部科学省・就職問題懇談会との共催により、全国2地区で開催し、1,674名が参加しました。

#### (3) 学生ボランティア活動支援事業

大学等とボランティア関係団体等の連携・協力をさらに推進するため「学生ボランティア活動支援・促進の集い」を開催し155名が参加しました。また、学生ボランティア活動に関する情報収集・提供を行いました。

(4) 障害学生の修学支援事業

障害学生の修学環境の整備、充実が図られるよう障害学生の修学支援方策に関する調査研究等を行い、障害学生支援に関する各種情報を提供するとともに、各種セミナー等を開催し、大学等における障害学生修学支援担当者のスキルアップを図りました。

(5) 各種研修事業

- ① 学生指導関連研修として「全国学生指導研究集会」(303名参加)、「地区学生指導研究集会」(7地区600名参加)、「厚生補導研究協議会」(129名参加)、及び「厚生補導事務研修会」(173名参加)を開催しました。
- ② 学生相談関連研修として「全国大学保健管理研究集会」(659名参加)、「メンタルヘルス研究協議会」(7地区616名参加)、「学生支援合同フォーラム」(272名参加)、及び「学生相談インテーカーセミナー」(276名参加)を開催しました。
- ③ 修学指導関連研修として「教務事務研修会」を開催し、267名が参加しました。
- ④ 就職指導関連研修として「キャリア支援研修会」を開催し、118名が参加しました。
- ⑤ 留学生交流関連研修として「留学生交流研究協議会」(432名参加)、「留学生担当者研修会」(197名参加)を開催しました。

(6) 学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)の配付

学生・生徒の修学上の経済的負担を軽減し学校教育の振興に寄与することを目的として、各大学等に学割証の配付を行いました。

(7) 地域への支援・交流

全国各地に設置された支部・事務所(北海道、東北、関東甲信越、北陸、東海、大阪、京都、神戸、中国、四国、福岡、大分)を拠点として、各地域における学生相談やキャリア形成などの学生生活支援活動を実施しました。また、地域単位で大学等が連携して行う研修や学生交流等の支援活動についても、支部を拠点として協力を行うなど、広報・公聴活動を含めた幅広い活動を実施しました。

## 2 対処すべき課題

本機構においては、意欲と能力のある学生が経済的に自立し、自らの意思と責任により高等教育機関において学ぶことができるよう、引続き事業の充実を図るとともに、運営上の合理的、効率的・効果的实施を図る必要があります。本機構が特に重点的に対処すべき課題は次のとおりです。

### (1) 回収率の向上及び返還回収業務の合理化・効率化

本機構における最大かつ喫緊の課題は、返還金回収において累積する延滞債権の解消と新たな延滞発生を防止を図ることです。

#### ① 機関保証制度の普及

これまで、返還金回収・保全システムとして連帯保証人及び保証人という人的保証制度があり、回収不能債権については回収不能債権補填金による債権償却制度がありました。また、学生の自立支援という観点からの事業展開が社会的な要請となっていること等も踏まえて、平成 16 年度から、人的保証制度に加えて機関保証制度が導入されました。保証機関と連携し、大学等及び学生等に対して、機関保証制度の趣旨を広報し、制度の理解及び普及促進を図り、加入者の増大に努めてまいります。

#### ② 返還回収業務の合理化・効率化

延滞債権の着実な回収を図るためには、個々の債権の実態に即した効果的かつ効率的な回収を実行することが必要です。そのためには、リレー口座からの自動引落しを大前提に、延滞者等に電話等を利用し直接コンタクトして、延滞の防止に努めるとともに、延滞した場合もできるだけ初期の段階で延滞を解消する回収体制をさらに推進していく必要があります。同時に、電話による督促や住所調査業務の外部委託など費用対効果に留意しながら返還金回収業務の一層の合理化・効率化を推進し、延滞問題の解決を図り得る体制を早急に整備・構築することが必要です。

また、延滞した場合における督促の強化にあわせて、連帯保証人等への確実な請求や必要に応じた法的処置等を講ずることも必要です。

### (2) 奨学金事業の充実

#### ① 大学院生及び海外留学生に対する奨学金の充実

近年、わが国の大学院においては、若手研究者や高度専門職業人育成という社会的要請の高まりを反映し、専門職大学院の設置や社会人学生の積極的な受入れ等、制度の多様化が図られており、その一環として平成 16 年度において法科大学院が創設されました。また、他方では、国際化社会の進展に伴い積極的に海外の大学等で学ぶことを希望する学生の増加も今後予想されるなど、学生を取り巻く修学環境は著しく変化しつつあります。

こうした状況を踏まえ、平成 16 年度から法科大学院生を対象とした奨学金を導入しましたが、今後は一層の拡充を図ることとしています。また、海外留学を希望



する学生、生徒に対して、平成 16 年度に第二種奨学金の貸与制度を創設し、平成 17 年度においては、海外留学希望者に対する制度の整備の一環として卒業後 2 年以内の申請を可能とする改善が図られました。平成 18 年度においては、国内の大学等在学中に外国の大学等に短期留学をする学生も貸与対象となりました。

さらに大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生で、在学中に特に優れた業績をあげた者に対しては、その奨学金の全部又は一部の返還を貸与期間終了時に免除する新たな返還免除制度が設けられ、学生の修学に対するインセンティブの向上を図ることとしています。

今後とも文部科学省等関係機関と連携しながら、国及び社会の要望を踏まえつつ、奨学金制度の一層の改善・充実を図る必要があります。

## ② 第一種奨学金及び第二種奨学金の充実

昨今の社会・経済状況等の低迷を反映して、教育費負担の軽減をはかり、学生が自立して学べるようにするため、奨学金を希望する者が年々増加している反面、民間団体等が実施する奨学事業は、財政状況の悪化から規模を縮小する中で、本機構の奨学金に対する国民の期待は、非常に大きなものになっています。

このような状況を踏まえ、希望に対応し得るだけの貸与人員の確保や貸与月額の増額を図るとともに、貸与基準の見直し、申込み手続きの簡素化、貸与額設定の多様化、学生のニーズを踏まえた新たな制度の創設等、制度全般にわたる改善・充実を一層促進する必要があります。

## ③ 事業資金の安定的確保

一方、奨学金貸与事業の充実を図るためには、必要となる事業資金の確保が不可欠です。そのため、前記（1）の施策等の実施による返還金の回収や、寄附金等の外部資金や自己収入を確保するとともに、財投機関債の発行及び民間資金の借入を行い、金融市場から直接自己調達することにも重要な意義があります。

そのため、本機構がより市場の信任を得ることができるよう前記（1）の施策等の実施、金融市場の状況に的確に対応し得る専門職員養成・確保など、財投機関債の発行に係る各種条件の総合的な整備を早急に進めることが必要です。

## （3）財務省理財局における「財政融資資金融通先等実地監査」結果への対応

財務省理財局が財政投融資を利用する機関を対象に「財政融資資金融通先等実地監査」を実施する中で、本年 2 月から 3 月かけて本機構に対して監査が実施されました。主な指摘事項及び改善是正状況は、次のとおりです。

### ① 主な指摘事項

ア．機関保証制度において、代位弁済請求する債権の一部が、保証機関への請求要件を具備していないため請求に至っていない請求未了債権が 797 件・1,021 百万円（20 年 2 月現在、第一種学資金を含む。）存在すること。

イ．1 個の債権を滞納年数に応じて区分し貸倒引当金を算定しているが、当該方法

が企業会計原則における原則的な方法とは異なるものであること。

ウ. 法的措置に関する事務について、債務名義を取得した債権についてその後の手続きが行われていないこと。

## ② 改善・是正状況

ア. 請求未了債権 797 件については、入金・返還猶予等により改善したものが約 90 件、保証機関による代位弁済実施済み及び協議中のものが約 60 件、代位弁済に向けて催告書（最後通告）を送付中のものが約 510 件となっています。また、残りの約 140 件についても住所等が判明次第、代位弁済に向けて所要の手続きを進めることとしています。

イ. 貸倒引当金の算定に関しては、新しい債務者区分及びそれに基づく算出方法について、文部科学省及び財務省と協議しているところです。

ウ. 法的措置に関する事務については、法務処理担当者の増員により事務処理体制の充実を図るとともに、マニュアルの作成等により全国的かつ統一的に実施することとしています。

本機構としましては、今回の指摘を機構全体として真摯に受け止め、役職員一同が、本機構に課せられた公共的使命と社会的責任を改めて深く自覚し、関係機関と協議しながら、厳正かつ適正な事務執行を行うための改善を図っているところです。

## (4) 新情報総合管理システム（イクシス）の運用

「イクシス」は、奨学金の申込から返還完了までの管理を行う本機構の基幹業務システムであると共に、外国からの留学生に対する留学生給与等の給付を行うシステムでもあります。このシステムを活用して奨学金業務のサービスの向上並びに業務の簡素化・効率化を図っているところです。

平成 20 年度には、第二種奨学金の利率の選択制のシステム対応や貸与月額の新設及び、延滞者に対する返還方法の改善として、ペイジー（ATM等からの払込）の導入やコンビニエンスストアでの払込が可能になります。

今後も、返還金回収向上に寄与する改修や国費外国人留学生給与の制度改正に伴う改修等を引き続き計画的に実施し、システムの拡充に努めて参ります。

（注）「イクシス」は、本機構の登録商標です。

## (5) 個人情報の保護と情報公開

本機構が保有する個人情報の保護については、各部局に個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者を置き、安全管理体制を整備したほか、個人情報保護担当者を構成員とする「個人情報管理委員会」を設置し、機構全体の個人情報保護に関する対策を検討するとともに、個人情報の適切な取扱いについての周知徹底を図っています。

また、情報の公開については、事業全般にわたりその内容を的確、積極的に公開するため、外部有識者を含む「情報公開・個人情報保護委員会」を設置するなど、情報公開の推進に取り組んでいます。

### 3 事業等のリスク

ここでは、本機構の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

なお、以下のリスクには、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は平成 20 年 10 月 1 日現在において本機構が判断したものです。

#### (1) 延滞債権の増加リスク

これまで説明しましたとおり、奨学金の回収率の実績は、長期にわたる経済不況の影響による失業率の増、収入の低下等の影響を受け、若干ながら低下傾向にありましたが、回収努力により全体として上昇傾向にあります。しかし、今後の景気動向等によっては、無利子貸与の第一種奨学金（日本育英会においては一般勘定で経理）、有利子貸与の第二種奨学金（日本育英会においては特別勘定で経理）ともに、延滞債権が増加する可能性があります。

さらに有利子貸与においては、平成 11 年 4 月より第二種奨学金（きぼう 21 プラン奨学金）として、基準を満たす希望者全員に対して奨学金を貸与することを目標とし、奨学生が安心して自立した学生生活ができるよう援助するとともに教育の機会均等を図るために、制度の内容、貸与人数ともに抜本的な拡充を行いました。今後、その貸与を受けた奨学生が卒業し、返還者数及び必要返還額が大幅に増加することに伴い、延滞債権も増加する可能性があります。

本機構では過去に貸与した奨学金の回収金が新たに貸与する奨学金の原資の一部となっており、この奨学金の回収状況が、国の一般会計からの借入金額及び財政融資資金からの借入金額に影響を与える仕組みとなっています。従って、延滞債権が増加した場合は、貸倒引当金計上額の増加のみならず、上述の借入金の増加を通じて本機構の財務状況に悪影響を及ぼすことになります。

#### (2) 国の政策に伴うリスク

本機構は、国が関与すべき業務を実行する独立行政法人であり、国の政策の変化が本機構の業務、業績に影響を与える可能性があります。平成 20 年 10 月 1 日現在における本機構に関する行政改革の動向は以下のとおりです。

##### ① 独立行政法人の業務の見直しについて

平成 18 年 11 月 27 日に政策評価・独立行政法人評価委員会より主務大臣に対して「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」が通知されました。これを踏まえ、文部科学省は、平成 18 年 12 月 15 日に『独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について』における指摘事項を踏まえた見直し案（以下「見直し案」という。）を行政改革推進本部へ提出、平成 18 年 12 月 24 日、行政改革推進本部の議を経て「見直し案」が決定されています。「見直し案」につきましては以下のとおりです。

「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成18年12月15日  
文 部 科 学 省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標においては、以下の事項を掲げることにより、事務及び事業の改善を図る。なお、この見直しの考え方に従い、平成21年3月までの間に、大学等との役割分担を踏まえ、国の施策と密接に連携しつつ、独立行政法人として真に担うべきものに特化・重点化するとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、また、特に融資等業務については、今般の政策金融改革の趣旨も踏まえ、検討を行い、次期中期目標・中期計画を策定するまでに具体的なものにする事とする。

### 第1 奨学金貸与事業の的確な実施等

#### 1 奨学金の貸与の的確な実施等

奨学金貸与事業については、優れた学生等で経済的理由により修学が困難な者への奨学金の貸与により、教育の機会均等の確保及び人材育成に資するという教育施策としての目的を十分踏まえ、真に支援を必要とする者への貸与が行われるよう、貸与基準の厳格化とそれに沿った運用の徹底を図ることとする。

また、在学中の適格認定制度等を活用し、学業成績等を踏まえた奨学生への修学上の指導の徹底を大学等に依頼するとともに、奨学金の貸与の停止、奨学生としての資格の廃止等の措置を厳格かつ迅速に行うこととする。

なお、3%の貸付上限金利について、教育政策の観点等から、見直しを検討することとする。

#### 2 奨学金の回収の強化

貸与した奨学金の回収については、事業の健全性を確保するため、抜本的な強化を図る必要があることから、民間有識者を含めた検討体制の下で、その原因分析を行い、かつ、効果的な回収方策を検討・策定し、その着実な実施を図ることとする。その一環として、現行の中期計画において掲げられている新規返還者の初年度末の返還率に係る回収目標について、達成に向けた具体的方策を明らかにした上で早期にその達成を図るとともに、延滞1年以上の者に対して法的措置を含めた延滞債権に対する回収の更なる強化を図り、次期中期目標・中期計画においては、総回収率に係るものも含め現行の回収目標を上回る目標を具体的かつ定量的に設定することとする。その際、費用対効果の検証を踏まえつつ、回収業務の全面的な民間委託などを検討し、その結果をも踏まえ職員数を削減することとする。

さらに、財団法人日本国際教育支援協会が実施する機関保証業務については、保証機関へ延滞債権のリスクを安易に移転することにより保証機関の収支の健全性が阻害されることのないよう、債務保証の収支、代位弁済・回収状況等を把握し、機関保証の妥当性を毎年度検証することとする。

## 第2 留学生支援事業の抜本的な見直し

留学生支援事業については、留学生政策全体における日本学生支援機構の役割を明確化した上で、見直しを行なうこととする。

### 1 国際交流会館等の抜本的な見直し

国際交流会館については、その運営実態等にかんがみ、今後の新設は停止することとする。また、現存する施設については、管理運営業務に係る一般競争入札の導入による民間委託、市場化テストの活用等による経費の削減に努めるとともに、老朽化した施設については順次廃止することとする。

また、「知的交流拠点の中核施設」として設置された東京国際交流館の施設であるプラザ平成については、当面、市場化テストの活用により経費の節減を図るものとする。併せて、費用対効果の観点も含め機能の発揮状況を検証し、その結果に基づき、施設管理運営業務について、現行中期目標期間の終了時までの間に、廃止（資産の処分方策を含む。）を含めた在り方について検討し、結論を得ることとする。

### 2 日本語教育業務の抜本的な見直し

日本語教育業務については、民間の日本語教育機関の拡充の状況や現在の日本語教育センターの運営実態を踏まえ、現行中期目標終了時（平成20年度末）までに、対象を高等専門学校又は専修学校への進学を希望する国費留学生及び外国政府派遣留学生を中心に特化していくため私費外国人留学生に係る学生数を半減するとともに、これに伴い、運営体制の見直しを行うこととする。

なお、次期中期目標期間（平成21年度～25年度）において、引き続き私費外国人留学生に係る学生数の縮小を図りつつ、文部科学省における留学生に対する日本語教育の支援方策等に関する検討の一環として、抜本的な在り方の検討を行うこととする。

## 第3 学生生活支援事業の見直し等

### 1 学生生活支援事業の重点化

学生生活支援事業については、大学等の自主的な取組を促すため、事業内容を厳選して実施することとする。

### 2 学生支援情報データベースの定期的見直し

現在構築中の学生支援情報データベースについては、各大学への調査を行い、利用状況や要望を把握するとともに、その構築に係る各大学の労力と同データベースから得られる効果を評価した上で、効率化・合理化・有用性の観点から、定期的に整備計画の内容を見直すこととする。

### 3 各種研修等の重点化

研修事業等については、事業の効率化・合理化の観点から、各大学におけるノウハウの蓄積が十分でなく、適切な支援を行うことが困難な分野を中心に重点化し、整理・統合することとする。このため、体験ボランティア・学生ボランティア活動セミナーは廃止することとする。

#### 第4 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うこととする。

##### 1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における日本学生支援機構の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、日本学生支援機構が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記することとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すこととする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、日本学生支援機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。

##### 2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すこととする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進することとする。

##### 3 随意契約の見直し

第2に掲げたもののほか、業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組(「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方を見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとする。

##### 4 資産の有効活用等に係る見直し

日本学生支援機構が保有する国際交流会館の会議室等については、一般利用への開放などの効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うこととする。

② 独立行政法人整理合理化計画について

平成 19 年 12 月 24 日「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定されました。各独立行政法人について講ずべき措置のうち、本機構に関する部分は以下のとおりです。

事務及び事業の見直し
<p><b>【奨学金貸与事業】</b></p> <p>○延滞債権の回収率向上を図るための抜本的な対策を平成 20 年度中に策定することとし、所要の措置を講じる。</p> <p>○3%の貸付上限金利について、教育政策の観点等から、見直しを検討する。</p> <p><b>【留学生支援事業】</b></p> <p>○東京国際交流館のプラザ平成の企画・管理・運營業務及び広島国際交流会館の管理・運營業務に係る民間競争入札を導入する。また、プラザ平成については、平成 20 年度末までに廃止も含め在り方につき結論を得る。</p> <p><b>【学生生活支援事業】</b></p> <p>○学生生活支援事業については、大学等の自主的な取組を促すため、障害のある学生の修学支援を始め、各大学等における取組が十分ではなく、公共上の見地から必要な事業内容を厳選して実施する。</p> <p><b>【市場化テストの拡大】</b></p> <p>○国際交流会館については、平成 20 年度に広島国際交流会館において落札者による管理・運營業務を実施することに加えて、同年度に新たに大阪第二国際交流会館において民間競争入札を実施し、21 年度から落札者による管理・運營業務を実施する。これらの民間競争入札の検証結果等も踏まえ、残る 11 館の国際交流会館における民間競争入札を更に推進する。</p>
組織の見直し
<p><b>【組織体制の整備】</b></p> <p>○日本語教育センターの私費外国人留学生に係る学生数の半減に伴う運営体制の見直し等を行う。</p> <p><b>【人員、組織の徹底したスリム化】</b></p> <p>○奨学金の回収業務をはじめとする各事業について積極的に競争入札による民間委託を推進し、その結果をも踏まえ、組織の簡素化を図るとともに、次期中期計画終了時（平成 25 年度）までに、現行中期計画開始時の職員数と比べ、1 割程度の職員数を削減する。</p>
運営の効率化及び自律化
<p><b>【保有資産の見直し】</b></p> <p>○東京日本語教育センターについては、周辺環境や建ぺい率・容積率規制等に留意するとともに、施設の機能、地元自治体との関係、大学への進学を希望する学生を教育するという施設の性格等を踏まえつつ、有効活用の方策について、具体的なスケジュールを示して検討する。</p> <p>○市谷事務所の立地や保有形態の在り方について、事業の在り方、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、具体的なスケジュールを示して検討する。</p> <p>○国際交流会館について、地元自治体との密接な連携を重視するとともに、地域の国際交流拠点としての役割を踏まえつつ、有効活用の方策について、具体的なスケジュールを示して検討する。</p> <p>○高円寺宿舎については、奨学金の貸付債権に係る貸倒引当金の財源であることを考慮しつつ、利用率、老朽化等を踏まえ、関係機関とも相談のうえ、売却を含めた資産の在り方について平成 20 年度中に結論を得るよう検討する。</p>



③ 市場化テストの導入について

平成 19 年 12 月 24 日に閣議決定された「公共サービス改革基本方針改定」において、「東京国際交流館」の「プラザ平成」の企画・管理・運営業務並びに「広島国際交流会館」及び「大阪第二国際交流会館」の管理・運営業務について、以下のとおり市場化テストの対象とすることが決定されました。これを踏まえて、「プラザ平成」の企画・管理・運営業務及び「広島国際交流会館」の管理・運営業務については、平成 20 年 4 月から民間競争入札の落札者による業務を実施しています。

公共サービス改革基本方針改定<抜粋>		
平成 19 年 12 月 24 日閣議決定		
【別表】		
7. 独立行政法人の業務		
事項名	措置の内容等	担当府省
(20) (独) 日本学生支援機構の「東京国際交流館」の「プラザ平成」運営等業務	<p>○ (独) 日本学生支援機構の「東京国際交流館」の「プラザ平成」について、「国際研究交流大学村」における産学連携の知的国際交流・情報発信の拠点としての位置づけを踏まえつつ、民間競争入札を実施する。その内容は原則として次のとおりとする。</p> <p><b>【業務の概要及び入札等の対象範囲】</b></p> <p>「プラザ平成」の会議施設に係る企画・管理・運営業務</p> <p><b>【入札等の実施予定時期】</b></p> <p>平成 19 年 12 月までに入札公告し、20 年 4 月から落札者による運営等業務を実施</p> <p><b>【契約期間】</b></p> <p>平成 20 年 4 月から 23 年 3 月までの 3 年間</p> <p><b>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】</b></p> <p>(独) 日本学生支援機構「東京国際交流館」の「プラザ平成」(東京都)</p>	文部科学省
(21) (独) 日本学生支援機構の国際交流会館等の運営等業務	<p>○ (独) 日本学生支援機構の全国 13 箇所の国際交流会館のうち 2 館について、現在、(財) 日本国際教育支援協会に委託している管理・運営業務について民間競争入札を実施するとともに、その成果を検証する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p><b>【業務の概要及び入札等の対象範囲】</b></p> <p>「広島国際交流会館」及び「大阪第二国際交流会館」の管理・運営業務</p> <p><b>【入札等の実施予定時期】</b></p> <p>「広島国際交流会館」については、平成 20 年 4 月から落札者による管理・運営業務を実施</p> <p>「大阪第二国際交流会館」については、「広島国際交流会館」における入札実施状況等を踏まえ実施要項について所要の見直しを行ったうえ、適切な時期に入札公告し、平成 21 年 4 月から落札者による管理・運営業務を実施</p> <p><b>【契約期間】</b></p> <p>「広島国際交流会館」については、平成 20 年 4 月から 23 年 3 月までの 3 年間</p> <p>「大阪第二国際交流会館」については、平成 21 年 4 月から 24 年 3 月までの 3 年間</p> <p><b>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】</b></p> <p>(独) 日本学生支援機構の「広島国際交流会館」(広島県) 及び「大阪第二国際交流会館」(大阪府)</p> <p><b>【平成 20 年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】</b></p> <p>民間競争入札の更なる実施について、上記の民間競争入札の検証結果等も踏まえ、残る 11 館の国際交流会館における民間競争入札を更に推進する。</p>	文部科学省

④ 規制改革推進のための3か年計画（改定）について

平成18年12月に規制改革・民間開放推進会議によって示された、「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」等を踏まえ、平成20年3月25日に「規制改革推進のための3か年計画（改定）」が閣議決定されたところです。

規制改革推進のための3か年計画（改定）＜抜粋＞

平成20年3月25日

閣議決定

I 共通的事項

1 目的

(2) 本計画の基本的性格

上記の目的を達成するため、本計画においては、当面の改革事項として、規制改革・民間開放推進会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」（平成18年12月25日）、規制改革会議の「規制改革推進のための第1次答申」（平成19年5月30日）及び「規制改革推進のための第2次答申」を始めとするこれまでの答申、「構造改革特別区域基本方針」（平成15年1月24日閣議決定）、「規制改革集中受付月間」、「規制改革・民間開放集中受付月間」等によりこれまで明らかにされた規制改革関連事項について、これを平成19年度から21年度までの3か年にわたって取り組む事項として確定することにより、その着実かつ速やかな実施を図ることとする。

III 措置事項

2 官業改革関係

ウ・調査・研究、研修等

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
③独立行政法人日本学生支援機構（文部科学省）	a 当該機構が国の教育施策の一環として実施している奨学金貸与事業は、一方では政策金融機関類似の業務であり、金融業務として適切・効率的に実施されているか、「民間でできることは民間に委ねる」ことができないか等の観点から、見直しが行われるべきである。まず、回収業務については、平成17年度における要回収額に係る回収率は78.2%、平成16年度の77.9%に比して向上はしているが、引き続き回収率の更なる向上についての分析と方策を検討し、業務の効率化、合理化の観点から、費用対効果の検証を踏まえつつ、回収業務について民間に委ねられる業務については、積極的に民間委託を進める。	計画・官業ウ②	措置		

	<p>b また、融資業務についても、より効率的・効果的な業務運営を推進する観点から、民間活用について検討する。</p>		措置済		
	<p>c さらに、学生生活支援事業については、学生向けに開催している各種イベント（セミナー、フェスタ等）、教職員向けの研修、月刊誌発行事業等に関して、対象者における認知度やニーズの観点から、効率的・効果的な運営が行われているかを把握し、学生生活支援に関する大学等の自主的な取組を促すための支援という観点から当該機構の実施する学生生活支援業務の対象を厳選し、必要性の少ない事業については統合や廃止を検討する。</p>		措置済		

#### ⑤ 独立行政法人通則法の一部改正について

平成 20 年 4 月 25 日に「独立行政法人通則法改正法案（独立行政法人通則法の一部を改正する法律案）」が閣議決定され、国会に提出されました。

なお、当法案全文は、下記の行政改革推進本部事務局ホームページのうち、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」

(<http://www.gyokaku.go.jp/news/h20/080425tuusokuhoukaisei/hourituann%20riyuu.pdf>)

において公表されています。

#### (3) 外部評価制度に伴うリスク

独立行政法人制度では「中期目標」、「中期計画」、「年度計画」といった明確な目標設定が導入されています。こうした目標・計画の達成状況等については有識者で構成される評価委員会から評価を受けることになっており、その結果によっては、業務運営形態等が見直される可能性があります。

#### (4) 金利リスク

第一種奨学金については、本機構から奨学生への貸与及び貸与の財源となる本機構による国の一般会計からの借入れともに無利息で行っているため金利リスクは発生しません。

第二種奨学金については、本機構の財政融資資金からの借入利率が 3%を超える場合には、本機構に金利負担が発生することになりますが、当該金利負担はこれまで一般会計からの利子補給金により補填されています。

一方、本機構から奨学生への貸与は「卒業後最長 20 年の固定金利」（元利均等払い）であるのに対し、貸与の財源となる財政融資資金からの借入は 20 年償還（うち 4 年据置）の 5 年毎金利見直し」（元金均等払い）であるため、金利見直し時に金利変動のリスクがあります。さらに、現在の財投機関債での調達においても貸与期間とマッチしていないことから再調達時の金利リスクが存在します。

ただし、機構法 23 条により政府は毎年度予算の範囲内において本機構に対し、学資の貸与にかかる業務に要する経費の一部を補助することができることとされており、これまでは当該金利負担分は 3%を超える場合と同様に、利子補給金により補填されてきました。

このように、現状においては金利リスクは限定的となっていますが、今後国の政策変更等により、こうした金利リスクが顕在化する可能性があります。

なお、こうした金利リスク軽減の観点から、平成 19 年度より、有利子奨学金の貸与制度及び資金調達制度の見直しを実施しています。

#### (5) 流動性リスク

市場の混乱等により、本機構の資金調達が困難となり若しくは市場取引においてプレ

ミアムが要求されるような事態が生じた場合や、社会情勢の急激な変化等により返還充当金の大幅減が生じた場合、本機構の資金調達費用が増加する可能性があります。

(6) 事務リスク

本機構は、役職員による正確な事務の懈怠、あるいは業務遂行上の事故の発生等を原因として損失を被る可能性があります。

(7) システムリスク

本機構は、コンピューターシステムのダウン及び誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被る可能性があります。

#### 4 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

#### 5 研究開発活動

該当事項はありません。

#### 6 財政状態及び経営成績の分析

##### (1) 奨学金の回収状況について

第一種奨学金及び第二種奨学金はいずれも過去に貸与した奨学金の回収金が事業運営の原資となっており、この奨学金の回収状況が、国の一般会計からの借入金額及び財政融資資金からの借入金額に影響を与える仕組みとなっています。従って、奨学金の回収率の向上は本機構の財務内容の向上の観点からも喫緊の課題となっています。

奨学金のうち、要返還額及び返還額の日本育英会における平成 15 年度実績の推移ならびに本機構の平成 16 年度～平成 19 年度実績は次ページのとおりです。

(単位：百万円)

区 分		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	
第一種 奨学金	要返還額	当 年 度 分	119,164	128,293	134,000	139,527	146,441
		延 滞 分	32,501	35,614	39,469	41,984	44,126
		総 額	151,665	163,908	173,469	181,512	190,567
	返還額 (回収率)	繰 上 分	27,696	30,039	30,369	28,067	27,962
		当 年 度 分 [a]	109,724 (92.1%)	118,349 (92.2%)	124,470 (92.9%)	130,058 (93.2%)	137,140 (93.6%)
		延 滞 分 [b]	5,262 (16.2%)	4,730 (13.3%)	5,165 (13.1%)	5,090 (12.1%)	5,538 (12.6%)
		期日到来分計 [a+b]	114,985 (75.8%)	123,079 (75.1%)	129,635 (74.7%)	135,148 (74.5%)	142,679 (74.9%)
第二種 奨学金	要返還額	当 年 度 分	47,707	58,826	74,803	92,657	113,198
		延 滞 分	5,478	6,934	9,272	11,284	13,722
		総 額	53,184	65,760	84,075	103,940	126,919
	返還額 (回収率)	繰 上 分	30,032	24,756	33,108	36,329	41,216
		当 年 度 分 [a]	44,482 (93.2%)	54,505 (92.7%)	69,751 (93.2%)	86,619 (93.5%)	106,072 (93.7%)
		延 滞 分 [b]	1,342 (24.5%)	1,389 (20.0%)	1,933 (20.8%)	2,272 (20.1%)	2,701 (19.7%)
		期日到来分計 [a+b]	45,824 (86.2%)	55,894 (85.0%)	71,684 (85.3%)	88,891 (85.5%)	108,773 (85.7%)
合 計 額	要返還額	当 年 度 分	166,870	187,119	208,803	232,184	259,638
		延 滞 分	37,979	42,548	48,741	53,268	57,848
		総 額	204,849	229,668	257,545	285,452	317,486
	返還額 (回収率)	繰 上 分	57,728	54,795	63,477	64,396	69,178
		当 年 度 分 [a]	154,205 (92.4%)	172,854 (92.4%)	194,221 (93.0%)	216,677 (93.3%)	243,212 (93.7%)
		延 滞 分 [b]	6,604 (17.4%)	6,120 (14.4%)	7,098 (14.6%)	7,362 (13.8%)	8,239 (14.2%)
		期日到来分計 [a+b]	160,810 (78.5%)	178,974 (77.9%)	201,319 (78.2%)	224,039 (78.5%)	251,452 (79.2%)

(注) 1. 金額はそれぞれ四捨五入しているため、合計額欄は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。

2. 平成 15 年度については日本育英会の実績、平成 16 年度から平成 19 年度については本機構の実績です。

上級学校への進学率の上昇、近年の厳しい経済情勢下での家計急変及び教育費の高騰などによる奨学金希望者の増加などの状況を踏まえ、国の施策として奨学金制度の充実を進めてきたことにより、奨学金の貸与額は年々増加し、それに伴って要返還額も増加しました。

一方、回収率は平成 16 年度に低下しましたが、その後の回収強化により上昇傾向にあ

り、平成 19 年度は前年度より更に上昇しました。

また、この状況を当年度分と延滞分に区分してみても、当年度分、延滞分ともに上昇しましたが、長期に及んだ景気低迷の影響等により低下するおそれはなお残っており、回収の強化は引続き課題となっています。

なお、まだ返還期日の到来していない返還金を返還する繰上返還は、返還者が自分の意志で返還してくる性質のものであり、当年度の要返還額として想定していないため、回収率算出にあたっては計上していません。

平成 19 年度における回収の方策と促進策の実施状況につきましては 42～45 ページに記載しておりますが、回収促進に係る中期計画及び平成 20 年度年度計画は以下の通りです。

回収の方策	中期計画及び年度計画（平成 20 年度）
リレー口座による回収	<p>&lt;中期計画&gt;</p> <p>リレー口座による学資金の返還を推進するため、各大学等における新規卒業者に対する加入指導の徹底、外部委託による架電督促の活用による加入促進などを図ることにより、リレー口座加入率を中期目標期間中に新規返還開始者で 95%以上、全体で 80%以上とする。</p> <p>また、リレー口座による返還を行う者のうち、残高不足などにより振替不能となった者に対する督促架電を外部委託等により強化する。</p> <p>&lt;年度計画&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未加入の新規卒業者及び連帯保証人に加入督促通知を送付する。</li> <li>・未加入者に対し、外部委託により加入督促架電を行う。</li> <li>・未加入延滞者（未入金者）に対し、外部委託により加入及び返還督促架電を行う。</li> <li>・リレー口座の加入時期を早期化することにより加入促進を図る。</li> </ul>
払込通知書による請求等	<p>&lt;中期計画&gt;</p> <p>延滞者の実情や連絡先把握の徹底に努め、1 年未満の延滞者について、延滞 1 回目から督促状を送付するとともに、架電督促を徹底する。また、連帯保証人・保証人に対しても督促状を送付するなど、請求行為の強化、早期化を図る。</p> <p>&lt;年度計画&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延滞者の実情を把握するため、新たに無延滞者も含めて属性調査を実施する。</li> <li>・残高不足により振替不能となった延滞者に対しては、督促状の送付や外部委託による督促の早期化及び督促回数増加を図る。</li> <li>・延滞者、連帯保証人、保証人に対しても、督促状の送付や督促架電を実施する。</li> <li>・延滞者の返還を促進するため、口座引落による分割返還を実施するとともに、コンビニ等を活用した収納方式を導入する。</li> </ul>
督促架電の強化	<p>&lt;中期計画&gt;</p> <p>延滞者の実情や連絡先把握の徹底に努め、1 年未満の延滞者について、延滞 1 回目から督促状を送付するとともに、架電督促を徹底する。</p> <p>&lt;年度計画&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未加入者に対し、外部委託により加入督促架電を行う。</li> <li>・未加入延滞者（未入金者）に対し、外部委託により加入及び返還督促架電を行う。</li> <li>・延滞者、連帯保証人、保証人に対しても、督促状の送付や督促架電を実施する。</li> <li>・派遣職員を活用し、休日等の返還督促架電を実施する。</li> </ul>



延滞債権管理システム（TCS）に搭載された個人情報を利用した請求	<p>&lt;中期計画&gt; 1年以上の延滞者全員を対象として返還指導を含む個別請求行為を実施する。</p> <p>&lt;年度計画&gt; 1年を経過した延滞者に対して個別返還指導を行う。</p>
法的手続きによる回収	<p>&lt;中期計画&gt; 原則1年以上の延滞者全員を対象として、法的処理を前提とした請求行為を徹底し、必要に応じ、裁判所を通じた支払督促申立、強制執行など延滞者（連帯保証人・保証人を含む）に対する法的措置を早期に実行する。</p> <p>&lt;年度計画&gt; ・原則として、1年以上の延滞者全員に履行期限を設定し、履行されない場合は裁判所を通じた督促の手続きに入る旨予告等を行う。 さらに入金履歴、延滞年数に応じた訪問等による返還指導を行い、返還に応じない者等に対し、支払督促申立等の法的処理を行う。なお、法的処理については、引き続き地方ブロック支部を有効に活用する。 ・回収業者への委託等を、費用対効果の分析を踏まえ、引き続き実施する。</p>
新たな収納方式の導入	<p>&lt;中期計画&gt; 返還方法の弾力化を図ることにより、適切な指導を行い、確実な回収を行う。</p> <p>&lt;年度計画&gt; ・延滞者の返還を促進するため、口座引落による分割返還を実施するとともに、コンビニ等を活用した収納方式を導入する。</p>
返還説明会の実施	<p>&lt;中期計画&gt; 奨学生の返還意識の涵養を図るため、創意工夫ある適切な教材開発を進めるとともに、大学等と連携し、募集説明会や返還説明会等において返還の重要性に係る指導を徹底する。</p> <p>&lt;年度計画&gt; ・大学等が卒業を控えた奨学生に対して実施する返還説明会において職員を派遣し、返還の重要性に係る指導を一層徹底する。 ・返還説明会の充実を図るために、説明会用マニュアルの改善を図る。</p>
学校長宛延滞防止通知の発送	<p>&lt;中期計画&gt; 各大学等に対する延滞状況の通知、大学等での窓口指導や学校長名の文書送付の依頼を行うなど、各大学等を通じた返還指導の徹底を図る。</p> <p>&lt;年度計画&gt; すべての大学等に対し、卒業者の延滞状況等について通知し、引続き大学等の理解と協力を得ながら、在学中より奨学生の返還意識の涵養に努め、延滞防止の改善に資する。</p>
返還開始のお知らせの送付	<p>&lt;中期計画&gt; 奨学生の返還意識の涵養を図るため、創意工夫のある適切な教材開発を進めるとともに、大学等と連携し、募集説明会や返還説明会等において返還の重要性に係る指導を徹底する。</p> <p>&lt;年度計画&gt; 新規卒業者を対象に、学校長、機構理事長の連名の文書を発送し、引き続き卒業後の確実な返還開始に資する。</p>
奨学生ガイダンスビデオの作製	<p>&lt;中期計画&gt; 奨学生の返還意識の涵養を図るため、創意工夫のある適切な教材開発を進めるとともに、大学等と連携し、募集説明会や返還説明会等において返還の重要性に係る指導を徹底する。</p> <p>&lt;年度計画&gt; 在学中からの返還意識の涵養のため、奨学生ガイダンスビデオをホームページから配信するとともに、返還促進ポスターを作製する。</p>

(2) リスク管理債権等の状況について

- ・平成18年度末、平成19年度末の状況について

本機構は、民間金融機関の基準に準じて、3ヶ月以上延滞債権額を算出しています。この延滞債権は、本人及び連帯保証人へ継続的に督促を行うことにより回収が見込まれるものもあることから、記載した残高のすべてが回収不能となるわけではありませ

〔総括〕

(単位：百万円，%)

区 分	平成18年度末	平成19年度末
6ヶ月以上延滞債権額 (A)	150,803	168,279
3ヶ月以上6ヶ月未満延滞債権額 (B)	56,589	56,975
合計 (C)=(A)+(B)	207,392	225,255
総貸付残高 (D)	4,724,274	5,200,989
同比率 (C)/(D)×100	4.4	4.3
要返還債権残高 (E)	2,850,250	3,235,399
同比率 (C)/(E)×100	7.3	7.0
<b>【参考】</b> 在学猶予等による返還期限猶予債権額	387,537	422,286
うち災害・傷病等の事由による返還期限猶予債権額	77,561	86,980

〔第一種奨学金〕

(単位：百万円，%)

区 分	平成18年度末	平成19年度末
6ヶ月以上延滞債権額 (A)	88,974	91,268
3ヶ月以上6ヶ月未満延滞債権額 (B)	24,764	22,612
合計 (C)=(A)+(B)	113,738	113,880
総貸付残高 (D)	2,257,376	2,307,329
同比率 (C)/(D)×100	5.0	4.9
要返還債権残高 (E)	1,445,224	1,527,592
同比率 (C)/(E)×100	7.9	7.5
<b>【参考】</b> 在学猶予等による返還期限猶予債権額	203,639	208,307
うち災害・傷病等の事由による返還期限猶予債権額	36,713	38,335

## 〔第二種奨学金〕

(単位：百万円，%)

区 分		平成 18 年度末	平成 19 年度末
6 ヶ月以上延滞債権額	(A)	61,829	77,012
3 ヶ月以上 6 ヶ月未満延滞債権額	(B)	31,825	34,363
合計	(C)=(A)+(B)	93,654	111,375
総貸付残高	(D)	2,466,898	2,893,661
同比率	(C)/(D)×100	3.8	3.8
要返還債権残高	(E)	1,405,026	1,707,806
同比率	(C)/(E)×100	6.7	6.5
<b>【参考】</b>			
在学猶予等による返還期限猶予債権額		183,898	213,979
うち災害・傷病等の事由による返還期限猶予債権額		40,847	48,645

- (注) 1. 金額はそれぞれ切捨てているため、合計欄は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。
2. 「要返還債権」とは、貸付金債権の総額から、現在貸与中の奨学生及び返還免除予定者に係る猶予中の債権を除いたものです。
3. 「返還期限猶予債権額」とは、独立行政法人日本学生支援機構法第 15 条第 2 項の規定により、国の教育施策の一環として、本人が学校に在学中、災害、傷病及び生活保護等を理由に返還期限を猶予している債権です。

リスク管理債権（延滞 3 ヶ月以上の延滞債権）については、これまで述べましたように、奨学金の回収率向上に向けた諸施策を講じているところですが、事業規模の拡充に伴い無利子貸与の第一種奨学金、有利子貸与の第二種奨学金ともに、今後増加することが見込まれます。

特に有利子貸与においては、平成 11 年 4 月より第二種奨学金（きぼう 21 プラン奨学金）として、基準を満たす希望者全員に対して奨学金を貸与することを目標とし、奨学生が安心して自立した学生生活ができるよう援助するとともに教育の機会均等を図るために、制度の内容、貸与人数ともに抜本的な拡充を行いましたが、今後、その貸与を受けた奨学生が卒業し、返還者数が大幅に増加することに伴い、リスク管理債権の一層の増加が見込まれます。

なお、こうした事情を考慮して、中期目標におけるリスク管理債権の抑制については「中期目標期間末において、要返還債権に占めるリスク管理債権（3 ヶ月以上の延滞債権）の割合を無利子学資金については、8.5%以下、有利子学資金については 8.0%以下とする」としています。

## (3) 貸倒引当金の計上方法について

貸付金の貸倒引当金の計上方法は独立行政法人会計基準にもとづき第一種学資金・第二種学資金別に延滞状況ごとに債権を区分し、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更正債権等については回収可能性を検討し、回収不能

見込額を計上しております。

貸倒見積高積算にあたっては過去の回収実績をもとに見積もっていますが、中期計画の回収目標を達成すべく回収率の向上を図っているところであります。